

鏡 中 学 校 P T A 会 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は鏡中学校 P T A といい、事務局を鏡中学校におく。
- 第 2 条 本会は本校の生徒の保護者および教職員をもって会員とする。
- 第 3 条 本会は保護者と教職員が協力し、家庭・学校・社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業をおこなう。
1. 家庭学校の緊密化をはかる。
 2. 会員相互の教養を高める。
 3. 公教育費の充実・教育的環境の整備をはかる。
 4. その他の教育上必要な事項。

第 2 章 役 員

- 第 5 条 本会に下記の役員をおく。
- ・会長 1 名・副会長 3 名（1 名は校長）
 - ・各学年委員 若干名
 - ・会計・書記 1 名（教頭）・会計監査 2 名
- 第 6 条 会長は会務を総理し会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは代行する。書記は会議の記録と庶務にあたる。会計は会計事務にあたる。
- 第 7 条 役員は会員の中から総会で選出する。
任期は 1 カ年とし再選を妨げない。ただし、補充役員は前任者の残任期間とする。

第 3 章 会 議

- 第 8 条 本会に次の会議をおく。
- ・総会
 - ・役員会
- 第 9 条 総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は毎年 1 回開き会長が招集する。臨時総会は必要に応じて会長が招集する。ただし会員の 3 分の 1 以上の要求があれば臨時総会を招集しなければならない。総会は本会の最高の決議機関であり、会員の過半数をもって成立する。ただし委任状をもって出席にかえることができる。
- 第 10 条 総会は次のことを決定する。
1. 会則の決定ならびに変更
 2. 役員の選出および承認
 3. 予算の審議および決算の承認
 4. 本会の目的達成のため必要な事業計画
 5. その他必要な事項
- 第 11 条 役員会は必要に応じて会長が招集し次の事項を決定する。
1. 本会の諸事業の計画および運営に関する具体的な事項
 2. 総会から委任された事項
- 第 12 条 会議の議決は出席全員の過半数で決定し可否同数の時は議長が決定する。
議長は会員の中より選出する。

第 4 章 会 計

- 第 13 条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金、その他の収入による。
- 第 14 条 会員は会費を納める。会費は総会で定める。
- 第 15 条 本会の会計年度は毎 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

付 則

本会則は昭和 4 5 年 4 月 1 8 日からこれを施行する。

改正	昭和 6 3 年 4 月 1 4 日	改正	平成 2 0 年 4 月 1 9 日
改正	平成 1 8 年 4 月 2 2 日	改正	平成 2 1 年 4 月 1 1 日
改正	平成 1 9 年 4 月 1 4 日	改正	平成 2 2 年 4 月 1 7 日

鏡中学校部活動後援会会則

(名 称)

第1条 この会は、鏡中学校部活動後援会（以下「本会」という）という。

(目 的)

第2条 本会は、鏡中学校に設けている各部における活動を側面的に援助するものとする。

(組 織)

第3条 本会は、鏡中学校での部活動に加入している生徒の保護者をもって組織する。

(事 務 所)

第4条 本会の事務所は、鏡中学校に置く。

(事 業)

第5条 本会は、第2条の目的達成のための事業を行う。

(1) 合宿の援助 (2) 練習の援助 (3) 試合の応援 (4) 指導者、補助者等への援助
(5) その他必要な事項。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (PTA会長兼任) (2) 副会長 1名 (PTA副会長兼任)
(3) 部 長 各部1名 (4) 会 計 1名 (PTA会計兼)
(5) 監 査 2名 (PTA監査兼任)

(役員 の 任 務)

第7条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
(3) 部長は、それぞれの部のお世話をする。
(4) 会計は、本会の会計事務を掌る。
(5) 監査は、本会の会計を監査する。

(役員 の 任 期)

第8条 本会の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は毎年1回開く。臨時総会は役員会の議決を経て開催することができる。

3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

4 会議は過半数の出席をもって成立し、議決は過半数によって決定する。

(会 計)

第10条 本会の会計は、会費、補助金、寄付金、その他をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(顧 問)

第11条 各部の担当教職員に本会の顧問を委嘱する。顧問は各部及び本会の相談役とする。

付 則

1. 本会の規約は、平成元年6月1日から施行する。

2. 昭和52年4月1日から施行の鏡中学校体育後援会会則は廃止する。

鏡中学校 PTA 慶弔規定

鏡中学校PTA慶弔規定を次のように定める。

1 慶の場合

鏡中学校に在職する教職員に関してこれを行う。

(1) 結婚の祝金 5,000円 (2) 出産の場合 5,000円

2 弔の場合

鏡中学校のPTA会員（教職員と保護者）及び生徒に関してこれを行うものとする。

(1) 死亡見舞い

ア 教職員、またはその配偶者が死亡した場合 5,000円

イ 教職員の父母または子が死亡した場合 5,000円

※ 上記ア、イについては、会長もしくは役員代表1名と、学級担任の場合は学級の保護者代表1名が、葬儀に参列する。

ウ 保護者またはその配偶者および生徒の死亡 5,000円

※ 葬儀への参列については、上記に準ずる。

(2) 病気見舞い 5,000円（教職員が病気またはけがで1カ月以上入院した場合）

(3) その他の場合

災害その他の場合の見舞いについてはその都度役員会に諮り、これを行うものとする。

この規定は、昭和62年4月1日より適用するものとする。